入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年11月24日
（契約責任者）
西日本高速道路株式会社　四国支社
支社長　松本　浩志
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　37
○第19号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　高知自動車道　大豊ＩＣ～高知ＩＣ間耐震補強Ｉ工事（その１）
⑶　工事場所
高知自動車道
Ａ地区
自）高知県南国市領石
至）高知県南国市領石
Ｂ地区
自）高知県南国市岡豊町定林寺
至）高知県南国市岡豊町定林寺
Ｃ地区
自）高知県高知市一宮
至）高知県高知市一宮
⑷　工事内容　本工事は、高知自動車道　大豊ＩＣ～高知ＩＣ間に位置する定林寺高架橋他３橋の耐震補強工事を実施するものである。
⑸　工事概算数量
構造物掘削　1,825㎥
ＲＣ巻立て工　５基
縁端拡幅工　８箇所
落橋防止構造　10本
水平力分担構造工　24基
炭素繊維補強工　2,479㎡
炭素繊維巻立て工　１基
アラミド繊維補強工　2,118㎡
アラミド繊維巻立て工　４基
ポリマーセメントモルタル巻立て工　１基
⑹　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間(契約締結日から工事の始期日までの期間)を設定した工事であり、発注者が定めた一定の期間内において落札者が工事の始期日を任意に設定することができる工事である。なお、受注者は、発注者との協議を経た上で、落札後７日以内に工期通知書により工事の始期日を通知すること。
余裕期間内は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置、工場製作を含む工事における工場製作等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
工期：工事の始期日から1,080日間
（ただし、令和４年７月15日（工事開始期限）までに工事を開始すること）
なお、低入札価格調査等により、上記の工事開始期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、契約日の翌日から1,080日間で工事を完了させること。したがって、落札決定後から契約日までの間に実施する工事の始期日に関する協議は実施しない。
⑺　使用する主要な資機材
コンクリート　約313㎥
鉄筋　約57.39ｔ
⑻　本工事は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。なお、電子入札によりがたい者は、契約責任者に届出を行い、紙入札方式によることができる。
⑼　本工事は、「企業の基礎的な技術力」及び「企業の高度な技術力」として入札説明書に参考として示した図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）又はそのうちあらかじめ指定する部分（以下「標準案」という。）に係る具体的な施工計画その他の提案（以下「技術提案」という。）について記述した確認資料の提出を求め、入札価格とその他の技術的要素を総合的に評価した結果、西日本高速道路株式会社にとって最も有利な入札者を落札者とする総合評価落札方式の工事である。
⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑾　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑿　紙入札方式の場合⑾の単価表は原則として電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。
⒀　本工事は、総価単価契約の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、変更契約等における協議の円滑化を図るため、落札決定から契約締結までの間に発注者及び落札者が協議を行って、総価契約の内訳として項目ごとの金額（以下「単価」という。）を合意することとする。
総価単価契約の実施にあたっては、単価を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとするが、落札者が希望した場合及び協議開始から14日以内に単価個別合意方式による単価合意が成立しなかった場合は、単価を包括的に合意する方式（以下「単価包括合意方式」という。）により行うものとする。
⒁　本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費
（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
⒂　本工事は不落札協議の対象工事であり、落札者がいないとき又は再度の入札、不落札後の随意契約に付しても落札者がいないときに、当該入札手続が終了した旨を明らかにした上で、入札参加者に対して協議を要請する場合がある。
不落札協議は、不落札となった工事の単価、歩掛り、施行方法その他の技術的事項について、入札時において提出された単価表その他会社が求める資料に基づき会社・入札参加者の双方が確認するものである。
⒃　本工事は、入札前価格見積方式の対象工事である。
本方式の詳細は、入札前価格見積方式に関する注意事項による。
⒄　本工事は、概略発注方式の対象工事である。
概略発注方式とは、概略発注部分の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。したがって、概略発注工事に関する事項の単価項目の金額については、特記仕様書に示す率計上の考え方に基づき入札価格の見積りを行うものとし、当該部分は、当初契約において一式として契約するものである。
⒅　本工事は、継続契約方式の対象工事である。
継続契約方式とは、入札説明書に示す別の工事を後発工事とし、当該後発工事を本工事の受注者と随意契約により別途契約する契約方式をいう。なお、後発工事の契約条件等は入札説明書に示す。
⒆　本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、地区ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行工事」である。詳細は特記仕様書等による。
⒇　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した週休２日促進工事（発注者指定方式）である。工期期間内に週休２日を確保した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。ただし、工期期間内に週休２日を確保できなかった場合は、工事成績評定において減点措置を行う場合がある。詳細は、特記仕様書による。
(21)　本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との協議、地元協議、用地確保等の進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組みを行う「工事工程表の開示工事」である。
(22)　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。
2　競争参加資格　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。